

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局介護保険課

## 介護保険最新情報

### 今回の内容

第4期計画期間における65才以上の者の  
介護保険料基準額の推計値について

（別紙のとおり公表されました）

計1枚（本紙を除く）

Vol.50

平成20年11月28日

厚生労働省老健局介護保険課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111

（企画法令係・内線2164・2260）

FAX：03-3503-2167

## 第4期計画期間における65才以上の者の介護保険料基準額の推計値について

約4,270円（介護報酬改定率及び緊急特別対策込みの推計値）（11月第3週時点暫定値）

介護報酬改定率及び介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策の軽減分による影響を、3年平均で約70円と見込んでいる。

※65才以上の者（第1号被保険者）1人あたり全国平均（月額・加重平均）

※上記保険料額は、各保険者における第4期介護保険事業計画策定途中の保険料基準額の推計値の平均であり、今後変動しうるものである。

（参考）

過去の第1号保険料基準額（月額・加重平均）

- ・第1期（平成12～14年）：2,911円
- ・第2期（平成15～17年）：3,293円
- ・第3期（平成18～20年）：4,090円

〔今後のスケジュール〕

- 各市町村において、今後さらに給付費の見込み等を精査し、保険料基準額を算出。
- 算出された保険料基準額は、2～3月の市町村議会において条例として決定される予定。
- 当該保険料基準額を集計し、4月頃に最終的な全国平均額を公表予定。